

時間外選定療養費について

当院は二次救急医療機関として、入院を必要とするような重症の患者さんや、緊急の処置、対応が必要と考えられる、緊急性の高い患者さんを受け入れております。

しかしながら、夜間・休日に多く受診される患者さんの中には、緊急性を認めない（いわゆる軽症の）患者さんも少なからず受診されており、本来の目的である重症の患者さんへの迅速な対応に支障をきたしております。

このような状況を改善し、夜間・休日に緊急性を認めない患者さんの受診を控えていただくため、2023年12月1日より、緊急性を認めないと判断した場合、診察代等とは別に7,700円（税込）を時間外選定療養費として徴収させていただくことになりました。

当院の救急診療、更には地域医療を守るためにはやむを得ない措置ですので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

* 時間外選定療養費は、厚生労働省から認められた制度です。

金額	7,700円（税込）	
対象時間	平日	17:00～翌日9:00
	土曜・日曜・祝日 ・年末年始	終日

以下の患者さんについては、時間外選定療養費の徴収対象外となります。

- 救急外来受診のための紹介状をお持ちの場合
- 救急車で来院された場合
- 受診後、そのまま入院した場合
- 当院で治療中の疾患が急変した場合
- 救急診療室で外来手術をした場合
- 当院医師から受診を指示された場合
- 生活保護法による医療扶助の対象である場合
- 特定疾患または障害などの各種公費負担制度受給対象である場合
- 労働災害・公務災害・交通事故の場合